

# 島根県動物愛護管理推進計画

計画期間：平成26年4月1日～令和8年3月31日

平成26年3月

(令和5年11月一部改定)

島 根 県

はじめに

犬や猫などの動物は、人が心豊かな生活を送る上で重要な存在となり、少子高齢化や核家族化などの進展により、単なるペットではなく家族の一員あるいは伴侶として生活に欠かせない存在となってきました。

本県では、平成 20 年 3 月に「島根県動物愛護管理推進計画（計画期間：平成 20～平成 29 年度）」（以下「推進計画」という。）を策定し、保健所での犬・猫の引取数の減少を成果指標として、ボランティアとの協働による譲渡や動物愛護の普及啓発など、処分される命を減らすための取組みをはじめ、動物の愛護及び管理に関する各種事業を実施してきました。

この間、犬・猫の引取り及び処分数は毎年減少し、平成 24 年度末の犬・猫の引取り頭数（2,261 頭）は平成 17 年度の引取り頭数（4,636 頭）の 5 割弱まで減少し、目標値である 2,500 頭以下を達成することができました。

しかしながら、地域によっては依然として遺棄によると思われる野犬や放し飼い犬が見られるとともに、全県的な問題として、飼い主のいない猫による糞尿・鳴き声等による環境侵害が数多く見られています。

推進計画策定後 5 年を経過し、また、国においても平成 25 年 9 月に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（計画期間：平成 26～平成 35 年度）」が改正されたことから、平成 26 年 3 月に平成 26 年度から 10 年間の計画期間とする新たな推進計画を策定しました。

この計画では、これまでと同様に動物愛護を基本とした施策を推進する等、動物愛護管理に関する基本的な方針を掲げるとともに、現状での問題点を把握し、課題への具体的な取組み、計画の実現・数値目標を中長期的な視点から定め、平成 24 年 3 月出雲保健所敷地内に完成した動物愛護棟を活用して、飼い主のいない猫対策としての TNR 事業やボランティアとの協働を一層進めていくなど取組みを進めてきました。その結果、計画の目標として掲げた「令和 5 年度の犬・猫の引取り数 625 頭以下」を平成 29 年度に達成し、その後も減少傾向が続いていることから、計画の目標及び計画期間を見直すこととしました。引き続き、この計画を着実に実施し、人と動物が調和し共生するより良い社会の構築を目指していきます。

令和 5 年 11 月

島 根 県

第1	計画策定の趣旨	
(1)	目的	1
(2)	計画期間	1
第2	動物の愛護及び管理に関する基本的な方針	1
第3	動物の愛護及び管理の現状と課題	
(1)	犬の登録・狂犬病予防注射実施状況	2
(2)	動物取扱業者届出・登録状況	3
(3)	特定動物（危険動物）飼育状況	3
(4)	犬・猫の収容・引取り・処分状況	4
(5)	犬・猫の返還・譲渡状況	9
(6)	動物関係苦情及び野犬等の捕獲状況	11
(7)	飼い主のいない猫対策の状況	13
(8)	動物愛護関係事業の実施状況	14
(9)	実験動物、産業動物の適正な取扱い	14
(10)	災害時の対応	14
(11)	動物愛護・管理事業の体制	15
(12)	動物愛護管理推進会議の設置	15
第4	課題への具体的な取組み	
1.	動物の適正な飼育及び保管を図るための施策	
(1)	動物取扱業、特定動物（危険動物）飼育施設に対する施策	16
(2)	家庭での動物の適正な飼育及び保管を図るための施策	17
(3)	動物の不適正な飼育及び保管等に対する施策	18
2.	動物の愛護及び管理に関する普及啓発	
(1)	動物の愛護及び管理に関する教育活動	19
(2)	動物の愛護及び管理に関する広報活動	20
3.	動物の愛護及び管理に関する体制強化	
(1)	動物愛護管理推進会議を軸とした関係機関の連携強化	20
(2)	行政の動物愛護管理業務の質の向上	21
(3)	国、市町村、島根県獣医師会との連携	21
(4)	動物愛護団体やボランティアとの協力	21
4.	処分される命を減らすための取組み	22
5.	所有者明示（個体識別）の推進	22
6.	実験動物、産業動物の適正な取扱い	22
7.	災害時の対応	
(1)	災害時の所有者による飼養管理の普及啓発	23
(2)	災害時の体制整備	23
第5	計画の実現・目標	24
参考資料		
島根県動物愛護管理推進会議設置要綱		

## 第1 計画策定の趣旨

### (1) 目的

この計画は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下「動物愛護管理法」という。）」第6条第1項の規定に基づき、本県の動物の愛護及び管理に関する基本的な方針及び動物の適正な飼育・保管を図るための施策等について定め、動物愛護及び動物の適切な飼育管理を推進することを目的とします。

### (2) 計画期間

平成26年4月1日から令和8年3月31日までの12年間とします。

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の見直しが令和7年度を目途に行われるため、現計画期間を延長することとします。なお、数値目標等必要となる改正については適宜実施します。

## 第2 動物の愛護及び管理に関する基本的な方針

動物愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにあります。この動物を愛護する気持ちを広く普及することで、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養が図られると考えています。

一方、人と動物が共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する気持ち、考え方及び態度を育み、あわせて、人と動物の関わりについても十分に考慮した上で、所有者等における、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任に関する十分な自覚のもとに、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体及び財産を侵害することのないよう適切に管理される必要があります。

また、個々人における動物に対する意識、動物の愛護及び管理に対する考え方は多様であるため、動物愛護の精神を広く普及・定着させるためには、県の実情や風土を踏まえた動物愛護管理の基本的考え方を、県民の合意の下に形成していくことが必要であると考えます。

以上を踏まえ、次の3点を動物愛護管理に関する基本的な方針とする施策を推進します。

1. 「動物の命の尊厳を守り、動物を愛護する気持ち」を広く普及し、動物愛護を基本とした施策を推進します。
2. 動物の命を尊重する気持ち、考え方及び態度を育み、あわせて、社会的責任の自覚のもとに、動物による不利益を被ることがないように、動物の適切な管理を図る施策を推進します。
3. 動物愛護を普及するために、適切な情報提供・普及啓発活動を推進します。

### 第3 動物の愛護及び管理の現状と課題

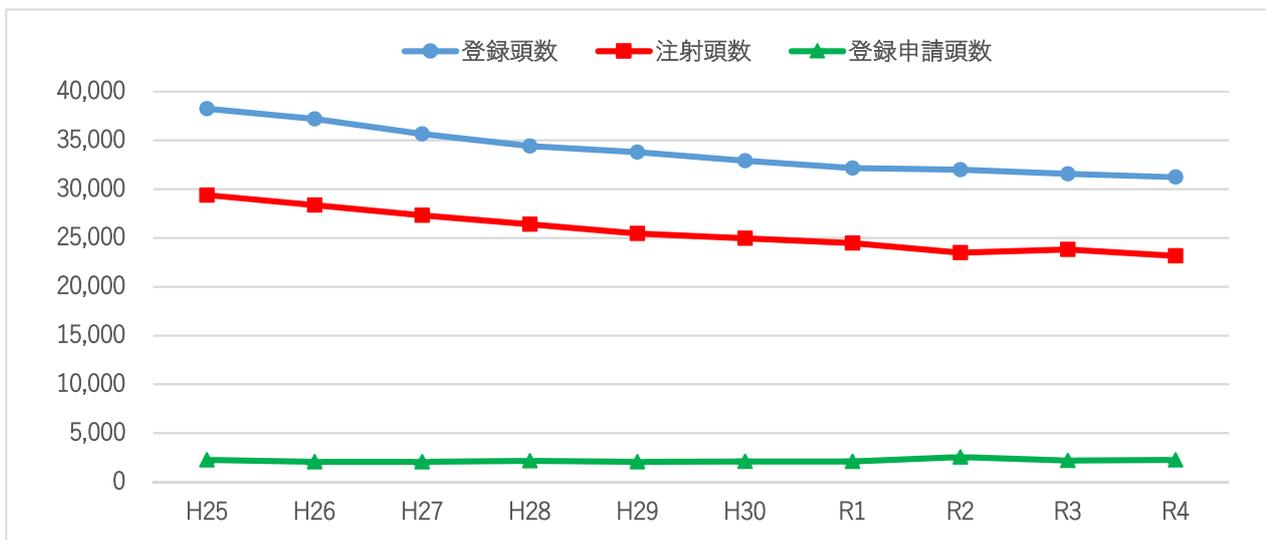
#### (1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

狂犬病予防注射は昭和 60 年度から、それまで年 2 回接種であったものが年 1 回接種に変更されました。また、平成 12 年度からは犬の登録事務と狂犬病予防注射済票の交付事務が市町村において実施されています。

県内の登録頭数は、令和 5 年 3 月 31 日現在で 31,228 頭、狂犬病予防注射実施頭数は 23,160 頭、接種率は 74% であり、ここ数年、僅かに低下している傾向が認められます。

今後、定期的に未登録、未注射の実態把握を行い、対策を講じるとともに、接種率の向上に努める必要があります。

犬の登録・狂犬病予防注射頭数の推移（島根県）



(頭)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
登録頭数	38,245	37,198	35,650	34,432	33,779	32,896	32,171	31,993	31,577	31,228
注射頭数	29,392	28,379	27,324	26,392	25,468	24,975	24,456	23,487	23,810	23,160
登録申請数	2,263	2,077	2,060	2,160	2,069	2,091	2,102	2,564	2,204	2,272
接種率(%)	76.9	76.3	76.6	76.6	75.4	75.9	76.0	73.4	75.4	74.2

#### 狂犬病予防注射について

日本国内での犬の狂犬病は、昭和 32 年以降発生していませんが、世界各国では日本や英国など一部の国を除いて発生しています。アジア地域等、狂犬病流行国では、犬が主なまん延源となっています。日本へ狂犬病が侵入するリスクは皆無ではないため、万一、狂犬病が侵入した場合に備え、「狂犬病予防法」により飼い犬への狂犬病予防注射が義務付けられています。

## (2) 動物取扱業者届出・登録状況

動物取扱業に対する規制については、平成18年6月1日に施行された改正動物愛護管理法により、業の範囲を拡大するとともに登録制となりました。さらに、平成24年9月5日改正（平成25年9月1日施行）により、従前の登録業種に新たに競りあわせん業、譲受飼養業が加えられ、第一種動物取扱業となりました。さらに、令和元年6月19日改正により、動物取扱業の更なる適正化や動物の不適正な取扱いへの対応強化を図るため、登録拒否要件と動物取扱責任者の選任要件が強化され、犬猫等販売業者にはマイクロチップの装着と登録が義務付けられました。

県内の第一種動物取扱業は、令和5年3月31日現在で延べ248件、施設実数は185件です。また、第二種動物取扱業は、令和5年3月31日現在で延べ21件、施設実数は18件です。

全国的には、動物取扱業者による不適切な飼育管理が依然として見られるなど、不適正飼育の実態があります。

本県では、現在までのところ、このような事案は発生していませんが、今後も、引き続き適正な飼育管理がなされるよう監視指導を継続する必要があります。

### <第一種動物取扱業登録施設数（R5.3.31現在）>

動物販売業	動物保管業	動物貸出業	動物訓練業	動物展示業	延べ数	実数
75	126	5	15	27	248	185

### <第二種動物取扱業届出施設数（R5.3.31現在）>

譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	延べ数	実数
5	2	1	1	12	21	18

## (3) 特定動物（危険動物）飼育状況

特定動物（危険動物）については、平成14年10月1日に施行した「危険な動物の飼養及び保管に関する条例（平成14年島根県条例第19号）」により許可制を導入しましたが、その後「動物愛護管理法」が改正（平成18年6月1日施行）され、全国一律の許可制度となりました。また、令和元年6月19日改正により、新たに愛玩目的で飼養保管することができなくなり、特定動物との交雑種の飼養保管に許可が必要となりました。

県内では、令和5年3月31日現在、ニホンザル3頭、ワニガメ8匹、ボアコンストラクター2匹、ソウゲンワシ1羽の4種類、14匹が7施設で飼育されています。平成25年度に比べ、特定動物が3種類、施設数が6施設減少しましたが、引き続き適正な管理がなされるよう監視指導を継続する必要があります。

### <特定動物飼育状況（R5.3.31現在）>

ニホンザル		ワニガメ		ボアコンストラクター		ソウゲンワシ		合計	
施設数	飼育数	施設数	飼育数	施設数	飼育数	施設数	飼育数	施設数	飼育数
1	3	4	8	1	2	1	1	7	14

### 特定動物（危険動物）とは

トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、ニシキヘビなど、人の生命・身体・財産に害を与えるおそれのある動物のことです。動物愛護管理法に基づき、約 650 種（哺乳類・鳥類・は虫類）が選定されています。

これらの動物を飼育する際は、都道府県知事等の許可が必要とされ、飼育施設の構造や管理の方法等の基準が定められています。

### (4) 犬・猫の収容・引取り・処分状況

犬については、引取り数も殺処分率も毎年減少し、令和 5 年 3 月 31 日現在、平成 25 年度と比較し引取り数は 37%、殺処分数は 7% にまで減少しました。

猫については、令和 5 年 3 月 31 日現在、引取り数はピーク時（平成 12 年度：7,431 頭）と比較し 97% 減少しました。また、平成 25 年度と比較すると引取り数は 13%、殺処分数は 8% にまで減少しました。猫の引取り数は犬・猫合計の 62% を占めており、子猫の引取り数は猫全体の 65% にのびります。

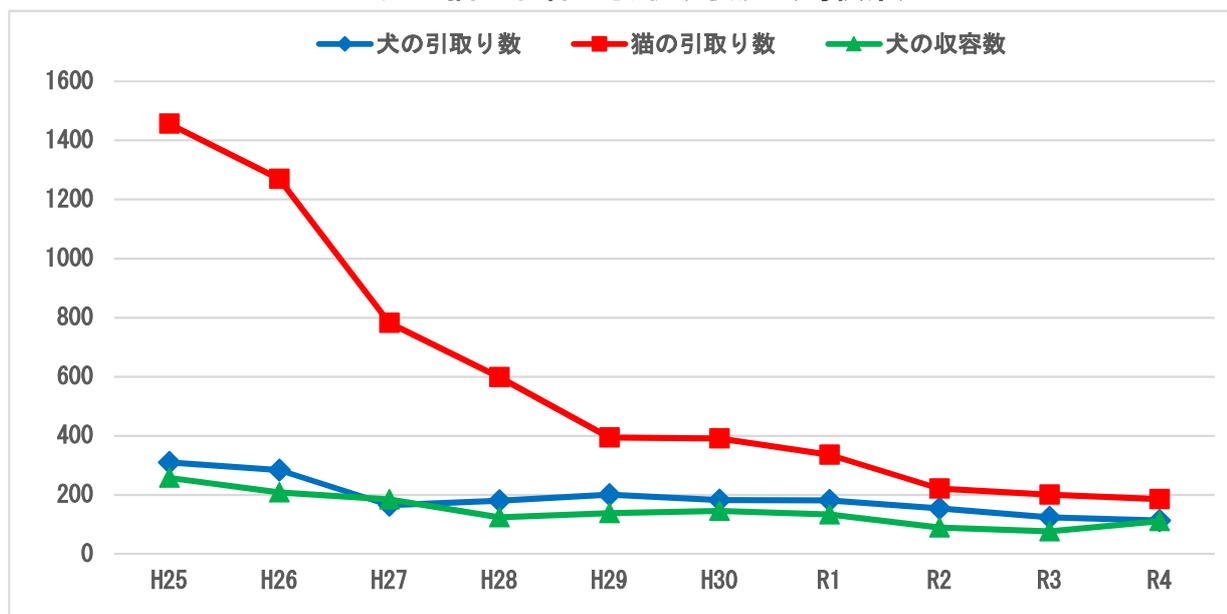
犬・猫の引取り数は、平成 25 年度（1,766 頭）の 17% まで減少し、令和 5 年度の目標値の 625 頭以下を平成 29 年度末に達成することができました。

犬・猫の収容、引取り及び処分数の減少傾向を、このまま維持し、さらに減少するためには、終生飼育や不妊去勢手術等の繁殖制限の一層の普及啓発、特に、猫に関しては屋内飼育の推進、飼い主のいない猫に対する取り組みなど総合的な対策が必要です。

また、飼い主からの引取りも依然として多く見られ、「飼い主からの引取りゼロ」を目指した取り組みも必要です。

さらに、引取理由の推移を見ると、「飼い主の病気・入院・入所」、「飼い主が高齢」が増加しています。高齢化社会における動物飼育などの諸問題について調査、検討も必要です。

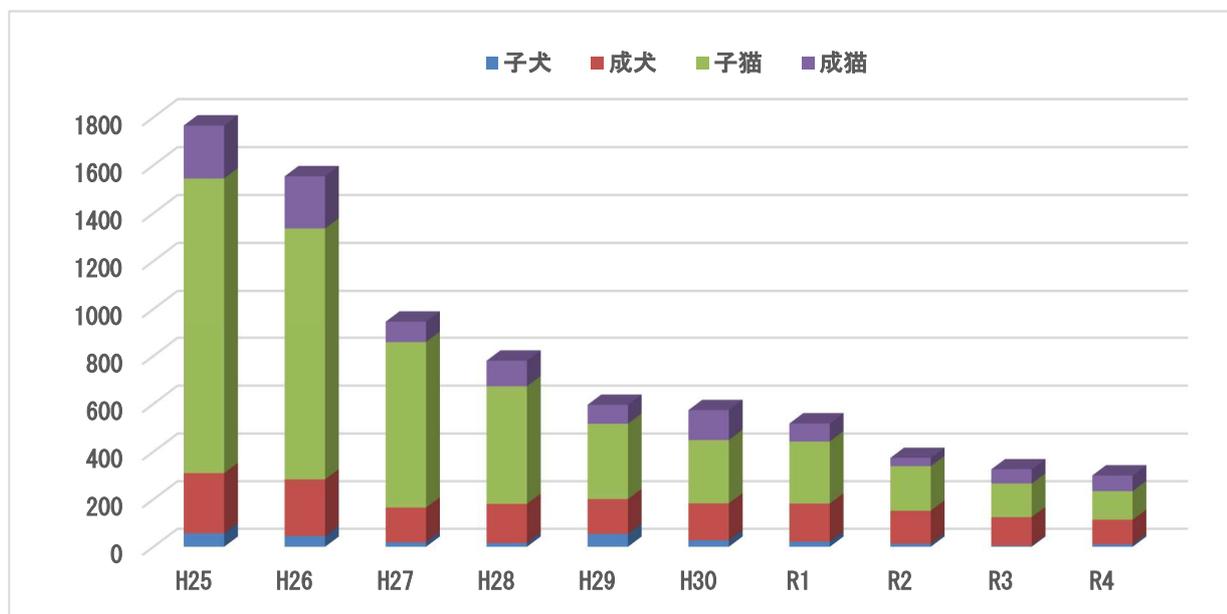
犬・猫の収容・引取り状況（島根県）



(頭)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
犬の引取り数	310	284	165	181	201	183	182	155	125	114
猫の引取り数	1,456	1,270	782	599	395	391	336	222	201	186
犬の収容数	258	209	185	125	138	146	134	90	77	112

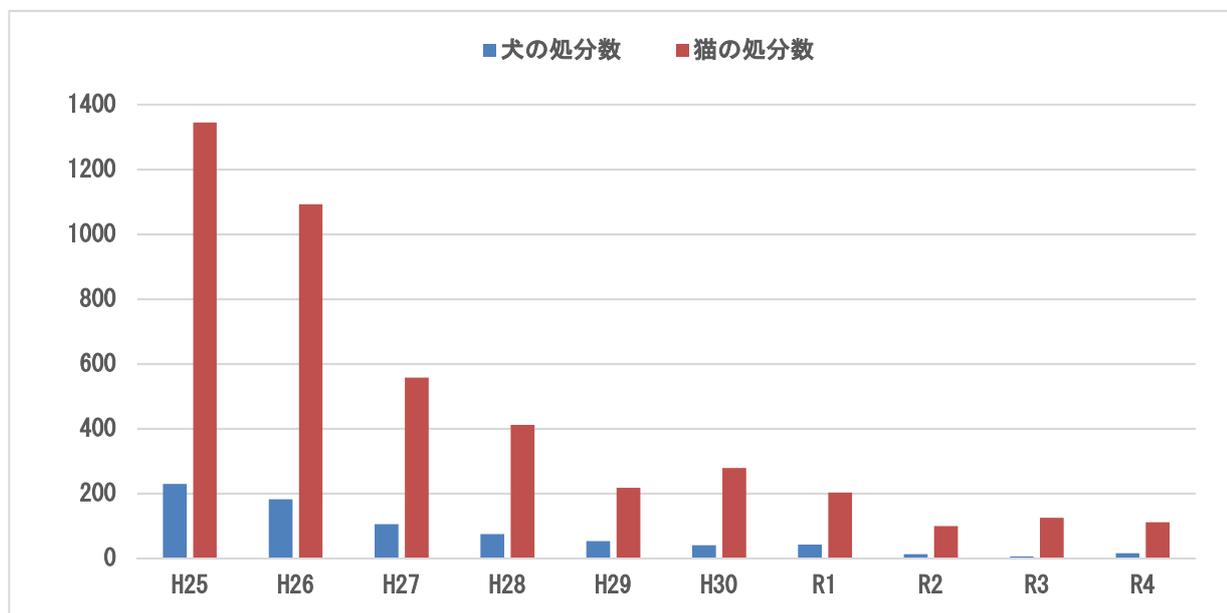
### 犬・猫引取りの状況（島根県）



(頭)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
子犬	57	45	19	16	54	27	22	13	4	10
成犬	253	239	146	165	147	156	160	139	121	104
子猫	1,235	1,052	693	492	316	266	261	187	141	120
成猫	221	218	89	107	79	125	75	35	60	66

### 犬・猫の処分状況（島根県）

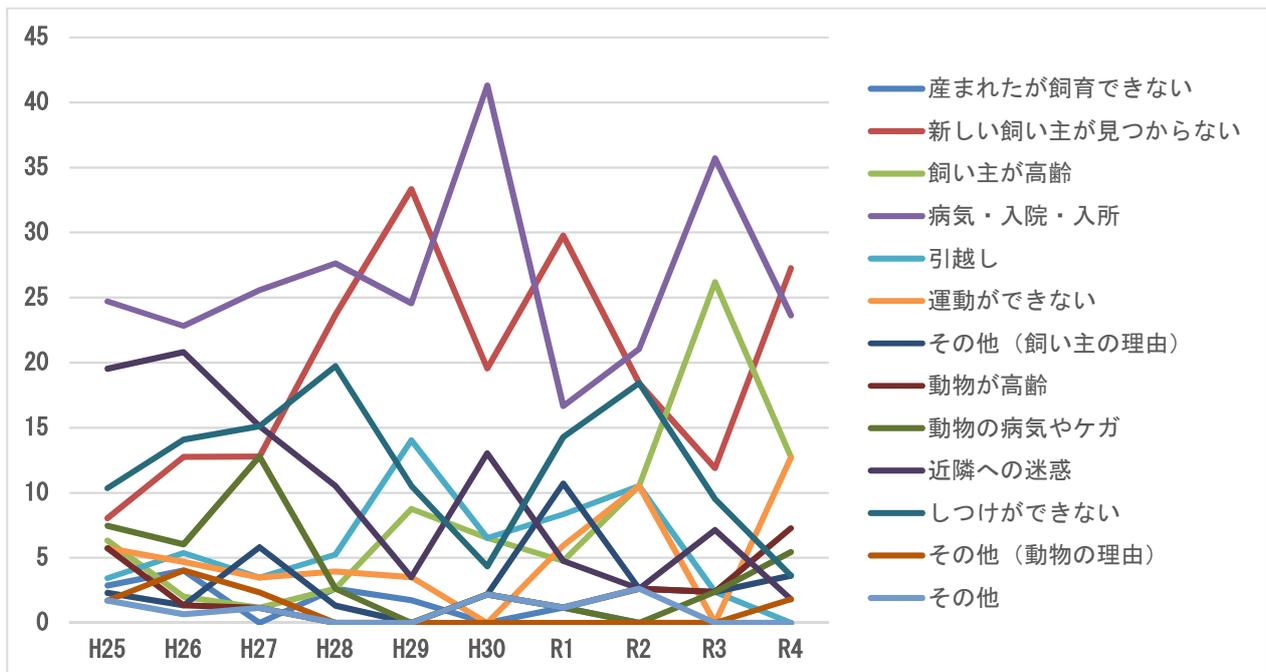


(頭)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
犬の処分数	229	182	105	75	53	40	42	13	6	16
猫の処分数	1,345	1,092	557	412	218	279	203	99	125	111

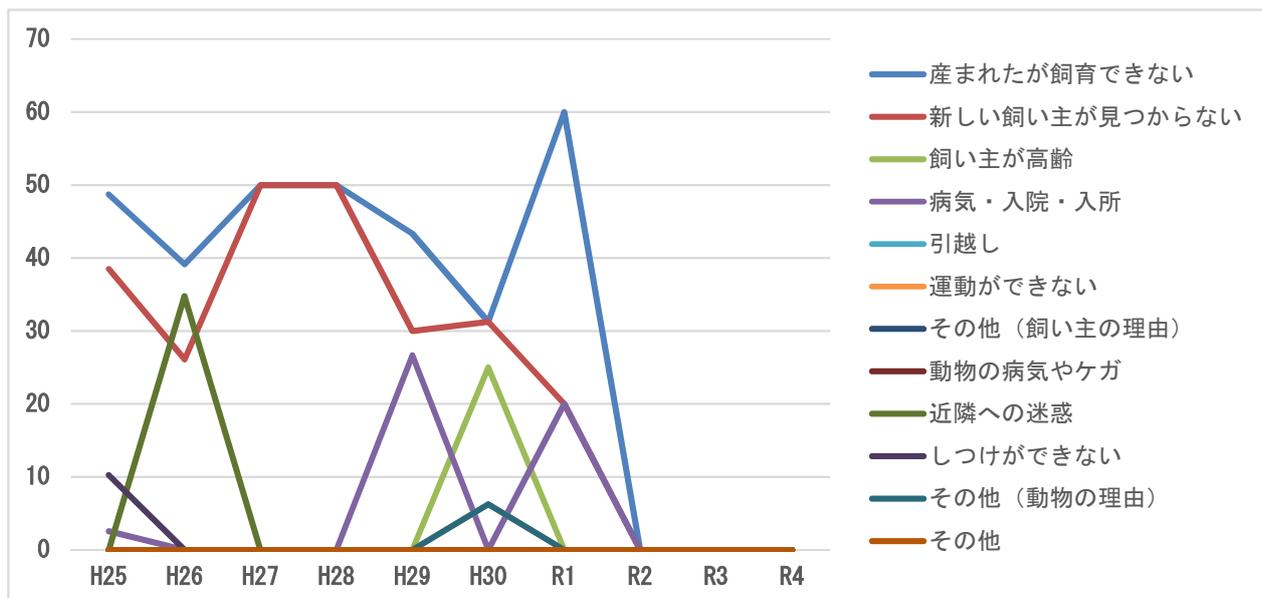
### 動物の引取理由（島根県）

<成犬の引取理由>



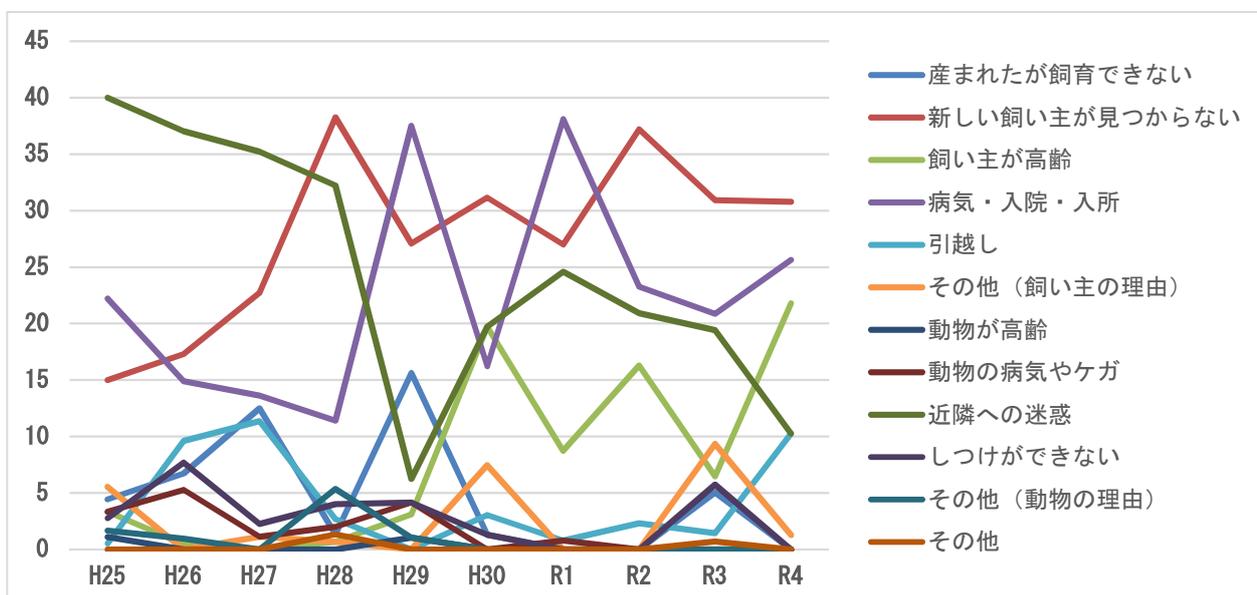
引取理由（％）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
産まれたが飼育できない	3	4	0	3	2	0	1	0	0	0
新しい飼い主が見つからない	8	13	13	24	33	20	30	18	12	27
飼い主が高齢	6	2	1	3	9	7	5	11	26	13
病気・入院・入所	25	23	26	28	25	41	17	21	36	24
引越し	3	5	3	5	14	7	8	11	2	0
運動ができない	6	5	3	4	4	0	6	11	0	13
その他（飼い主の理由）	2	1	6	1	0	2	11	3	2	4
動物が高齢	6	1	1	0	0	2	1	3	2	7
動物の病気やケガ	7	6	13	3	0	2	1	0	2	5
近隣への迷惑	20	21	15	11	4	13	5	3	7	2
しつけができない	10	14	15	20	11	4	14	18	10	4
その他（動物の理由）	2	4	2	0	0	0	0	0	0	2
その他	2	1	1	0	0	2	1	3	0	0

<子犬の引取理由>



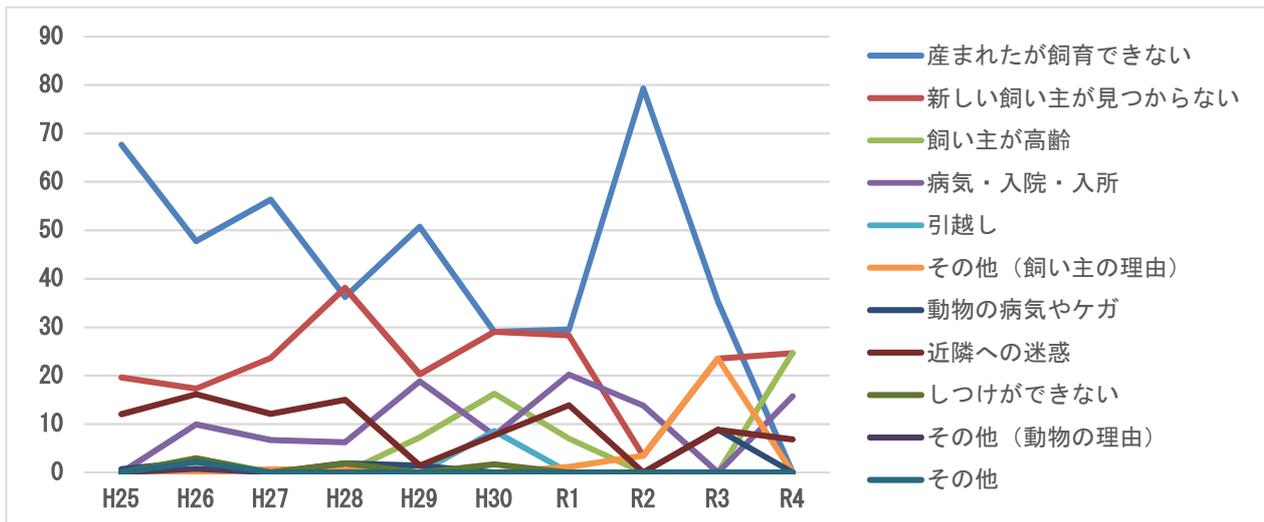
引取理由 (%)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
産まれたが飼育できない	49	39	50	50	43	31	60	0	0	0
新しい飼い主が見つからない	38	26	50	50	30	31	20	0	0	0
飼い主が高齢	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0
病気・入院・入所	3	0	0	0	27	0	20	0	0	0
引越し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運動ができない	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0
その他(飼い主の理由)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の病気やケガ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近隣への迷惑	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0
しつけができない	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(動物の理由)	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<成猫の引取理由>



引取理由 (%)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
産まれたが飼育できない	4	7	13	1	16	1	0	0	5	0
新しい飼い主が見つからない	15	17	23	38	27	31	27	37	31	31
飼い主が高齢	3	0	0	1	3	20	9	16	6	22
病気・入院・入所	22	15	14	11	38	16	38	23	21	26
引越し	1	10	11	3	0	3	1	2	1	10
その他（飼い主の理由）	6	0	1	1	0	7	0	0	9	1
動物が高齢	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
動物の病気やケガ	3	5	1	2	4	0	1	0	0	0
近隣への迷惑	40	37	35	32	6	20	25	21	19	10
しつけができない	3	8	2	4	4	1	0	0	6	0
その他（動物の理由）	2	1	0	5	1	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0

<子猫の引取理由>



引取理由 (%)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
産まれたが飼育できない	68	48	56	36	51	29	29	79	35	28
新しい飼い主が見つからない	20	17	24	38	20	29	28	3	24	25
飼い主が高齢	0	0	1	0	7	16	7	0	0	25
病気・入院・入所	0	10	7	6	19	8	20	14	0	16
引越し	0	1	0	0	0	9	0	0	0	0
その他（飼い主の理由）	0	0	1	1	0	0	1	3	24	0
動物の病気やケガ	1	2	0	2	1	0	0	0	9	0
近隣への迷惑	12	16	12	15	1	8	14	0	9	7
しつけができない	0	3	0	2	0	2	0	0	0	0
その他（動物の理由）	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0

### (5) 犬・猫の返還・譲渡状況

保健所へ収容された犬・猫のうち、飼い主の元へ返還された数は、平成 25 年度は犬 160 頭（返還率：28%）、猫は 4 頭（同：0.2%）、令和 4 年度は犬 80 頭（同：37%）、猫 0 頭（同：0%）でした。

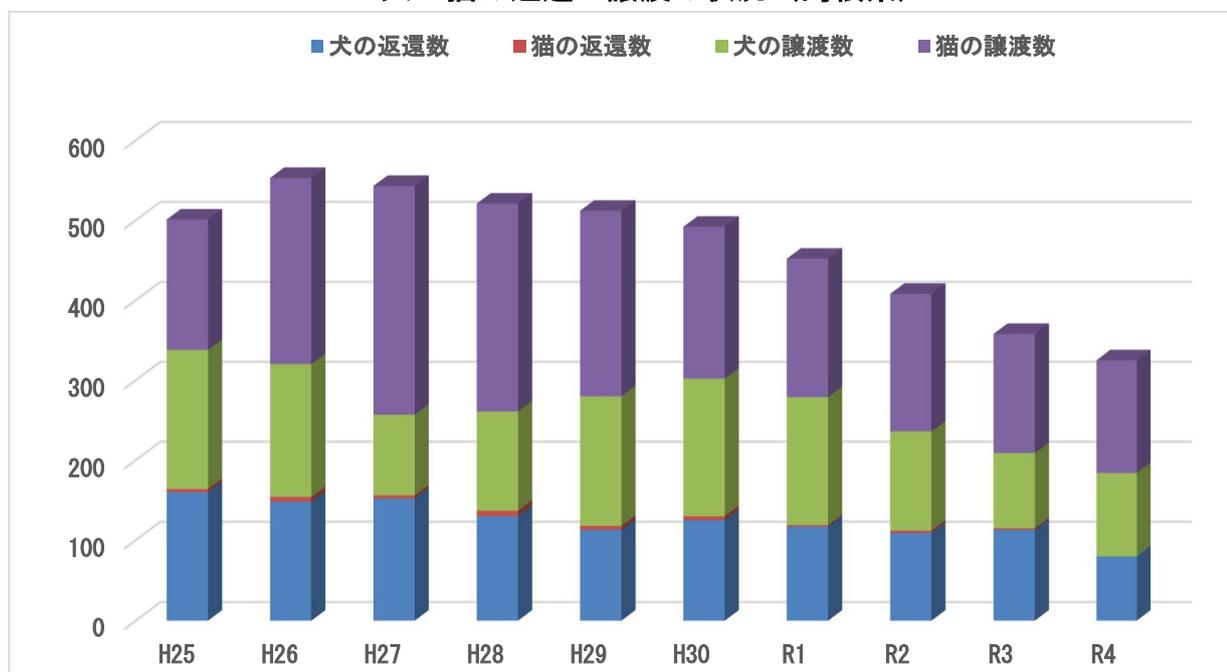
本県では、平成 18 年度から保健所での保護収容期間を 7 日間に延長しました。

また、動物の譲渡促進を行うため、平成 20 年度に「ボランティア譲渡実施要領」を策定し、一時預かりを引き受けるボランティア団体等の登録を行い、ボランティア団体等との協働による譲渡事業の推進を図りました。

さらに、保健所ホームページでの動物保護情報及び譲渡情報の掲載、動物愛護団体による新聞紙上への動物保護情報の掲載などにより返還及び譲渡を推進しています。

犬・猫の返還及び譲渡数を増加するためには、これまでの事業の継続とボランティア団体等と積極的に連携する必要があります。

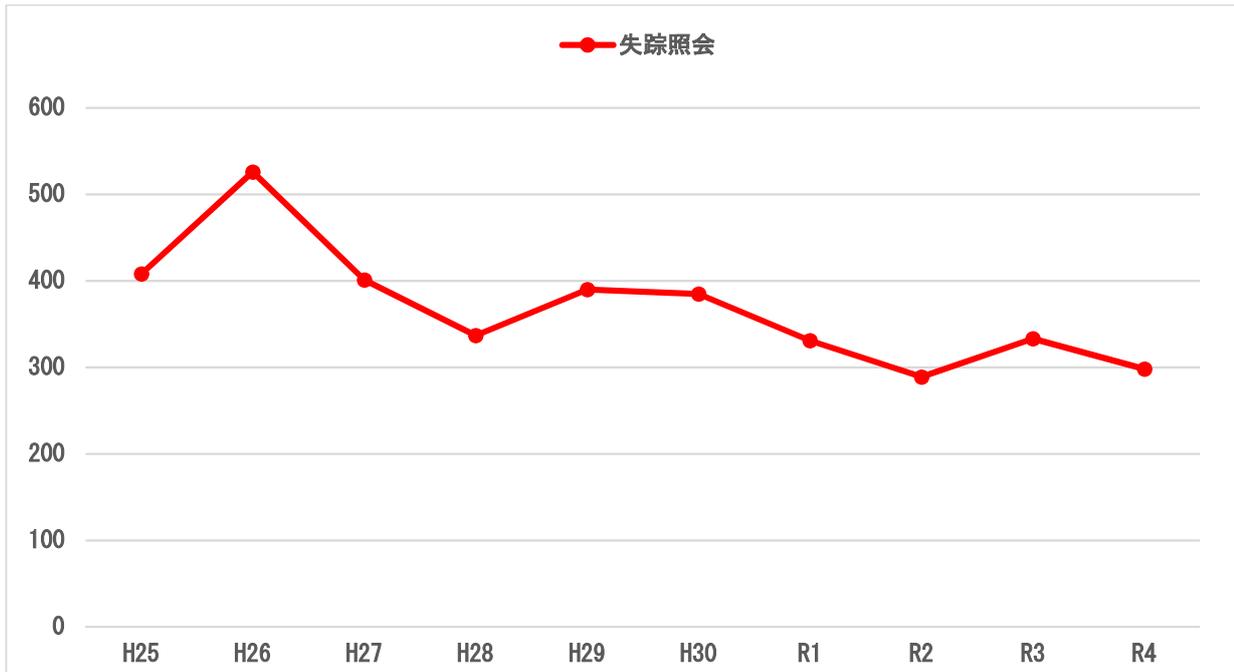
犬・猫の返還・譲渡の状況（島根県）



（頭）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
犬の返還数	160	148	152	130	113	125	117	109	113	80
猫の返還数	4	6	4	7	5	5	2	3	2	0
犬の譲渡数	174	166	101	124	162	172	160	124	94	104
猫の譲渡数	163	233	286	260	232	190	173	172	149	141

### 保健所への犬・猫の失踪照会の状況（島根県）



(件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
失踪照会	408	526	401	337	390	385	331	289	333	298

### ボランティア譲渡の状況（島根県）

<ボランティア団体等の登録数（年度末時点の累計）>

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
団体	3	4	5	4	5	5	5	5	4	4
個人	2	3	5	7	9	9	10	10	10	11
合計	5	7	10	11	14	14	15	15	14	15

<ボランティア団体等による犬猫の譲渡数>

(頭)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
犬	譲渡数	174	166	101	124	162	172	160	124	94	104
	ボランティア譲渡数	59	45	42	34	37	38	22	34	23	33
猫	譲渡数	163	233	286	260	232	190	173	172	149	141
	ボランティア譲渡数	102	181	223	126	146	93	61	65	26	22
合計	譲渡数	337	399	387	384	394	362	333	296	243	245
	ボランティア譲渡数	161	226	265	160	183	131	83	99	49	55

## (6) 動物関係苦情及び野犬等の捕獲状況

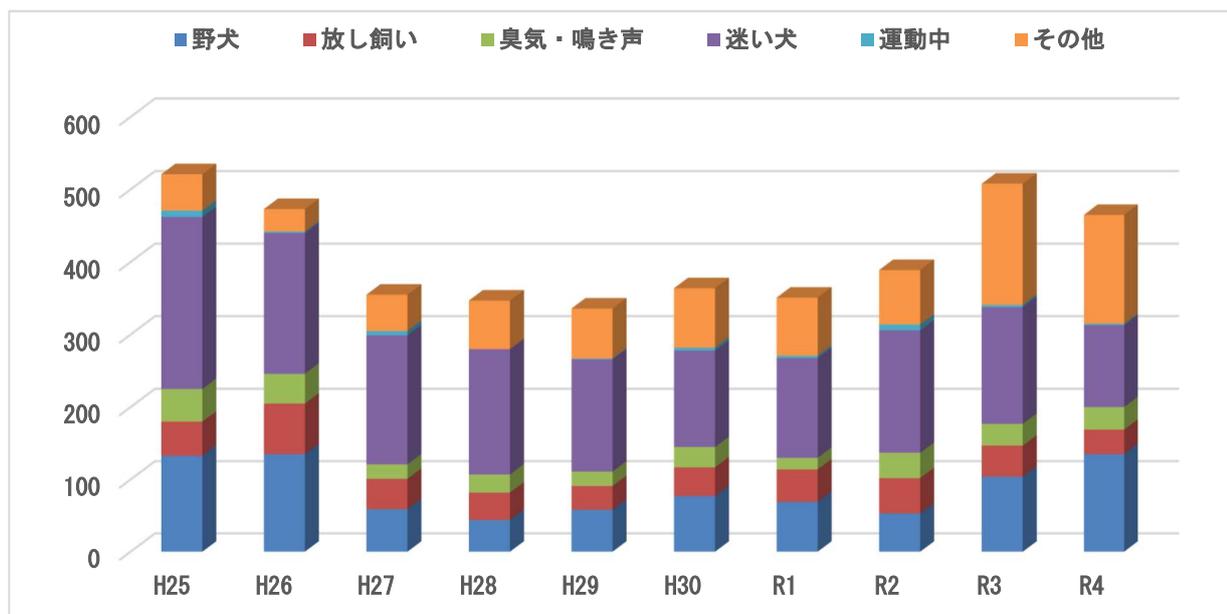
野犬の苦情は一時減少しましたが、平成 29 年頃から増加傾向にはあります。猫に関する苦情は一時減少しましたが、平成 29 年頃から細分類以外の様々な苦情が寄せられるようになり、全体的に増加傾向にあります。

野犬等の捕獲数は、野犬苦情数と同様に減少傾向にありましたが、苦情が多く寄せられるようになった平成 29 年頃から増加しています。地域によっては野犬が多い状況があります。野犬の再生産を抑制するため、地域の実状に応じた取り組みとして、無責任な餌やりの防止など必要な普及啓発に取り組みます。咬傷事故等の被害も毎年発生しており、これらへの対応も継続していく必要があります。

迷い犬の相談は約 160 件、猫は 60 件程度で推移しています。保健所で引取りや捕獲した犬は、マイクロチップの装着をはじめ、所有者明示がない犬が多く、飼い主に返還されない犬・猫が多い状況となっています。

所有者明示を推進するため、動物愛護団体等ボランティアの協力を得て、平成 23 年度から「注射済票装着促進モデル事業」を実施しています。所有者明示の必要性を啓発するため、引き続きこの事業を継続していきます。

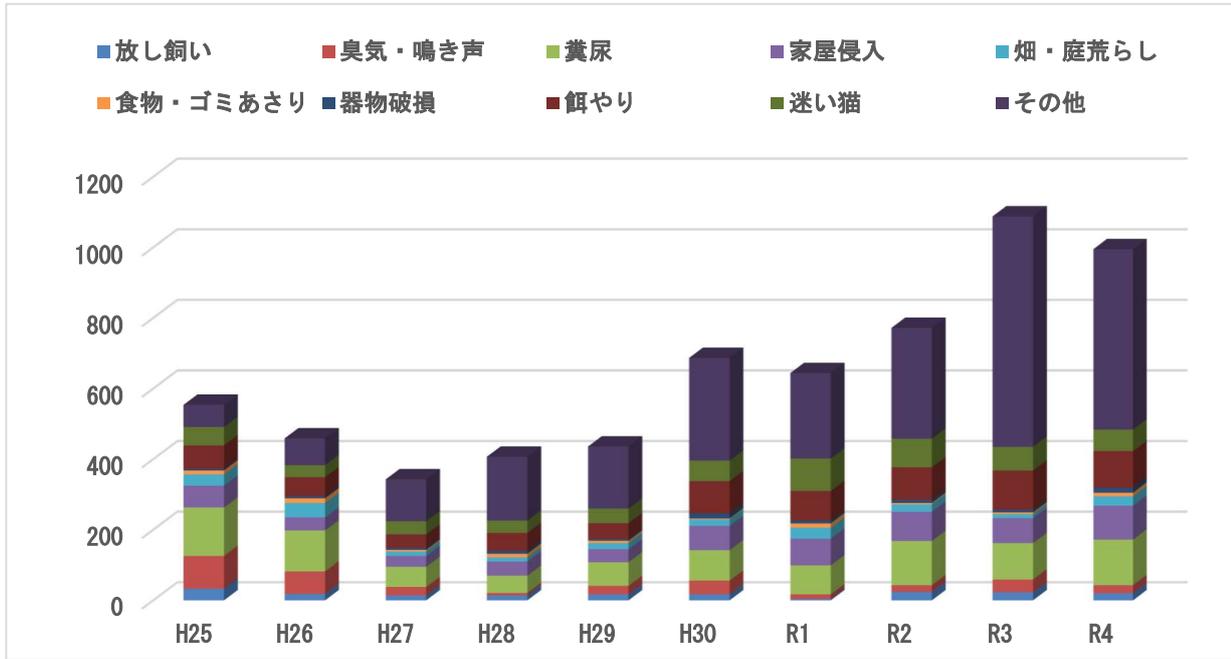
### 犬に関する苦情・相談の状況（島根県）



(件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
野犬	133	135	59	44	58	77	69	53	104	135
放し飼い	47	70	42	38	33	40	45	49	43	34
臭気・鳴き声	45	41	20	25	20	28	16	35	30	31
迷い犬	237	194	178	173	155	133	138	169	161	113
運動中	9	2	6	0	1	4	3	8	3	2
その他	50	31	50	67	69	82	80	75	167	150

### 猫に関する苦情・相談の状況（島根県）



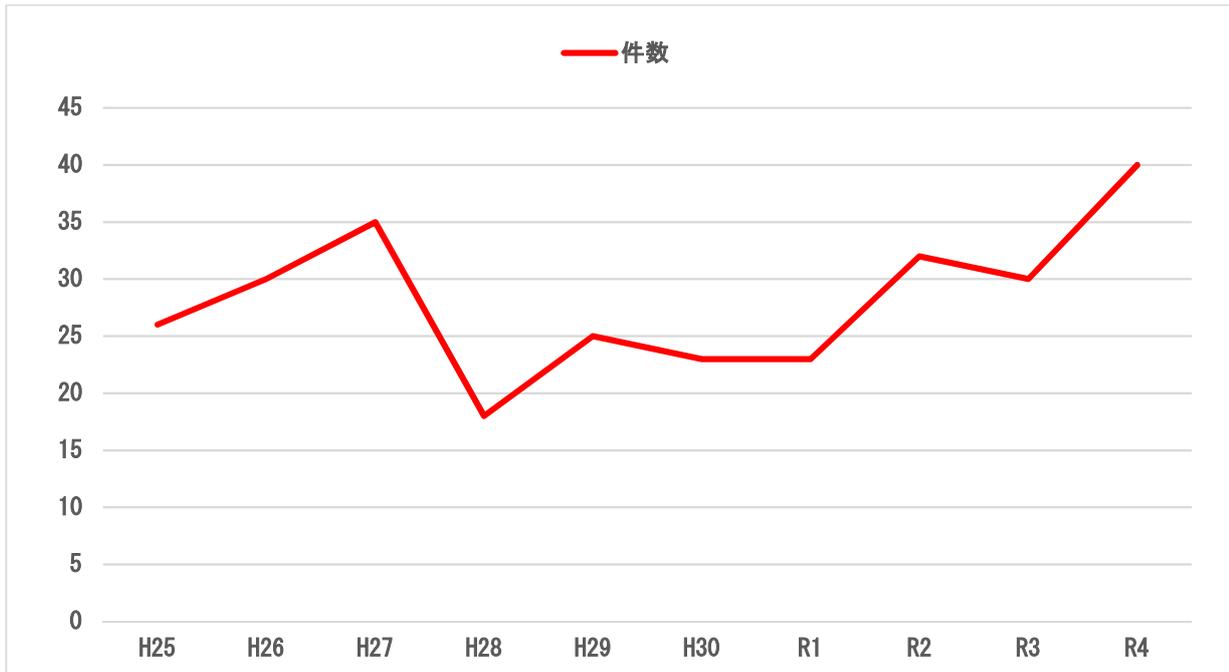
(件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
放し飼い	33	18	14	14	17	17	4	24	23	20
臭気・鳴き声	93	64	24	7	24	39	13	19	36	23
糞尿	137	116	57	49	67	86	82	125	103	129
家屋侵入	62	37	31	40	37	69	76	83	71	96
畑・庭荒らし	32	41	12	12	17	18	31	21	11	27
食物・ゴミあさり	11	13	5	10	7	3	12	4	5	10
器物破損	5	6	6	9	5	14	8	9	8	14
餌やり	66	54	38	50	45	92	84	92	111	104
迷い猫	52	34	37	35	41	58	92	81	67	61
その他	63	76	119	181	176	291	242	314	653	511

### 注射済票装着促進モデル事業の状況（島根県）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実施市町村	5	3	5	8	9	11	12	10	0	0

### 咬傷被害の状況（島根県）



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	26	30	35	18	25	23	23	32	30	40

#### (7) 飼い主のいない猫対策の状況

平成 23 年度末、出雲保健所敷地内に動物愛護棟（処置室や検診室などを兼ね備えた施設）を設置しました。この施設を活用し、飼い主のいない猫による環境侵害等の防止、あわせて引取動物の大半を占める子猫の引取頭数の減少を図ることを目的として、平成 24 年度から TNR（Trap-Neuter-Return）事業を開始しました。この事業は、猫と共生しながら処分される命を減らす取組みとして、猫の保護、不妊措置を行い、保護した場所に戻すというものです。

令和 4 年度までに、飼い主のいない猫 560 頭を手術しました。

TNR 事業を実施していく中で、課題や問題点が判明すれば、検証を行い餌やりや環境美化を行う人へのルール作りの支援などに取り組んでいくとともに、引き続き、この事業を実施していき、処分数の減少を図る必要があります。

#### TNR 事業の実施状況（島根県）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実施箇所	4	4	4	4	7	6	9	8	6	4
手術頭数（頭）	34	38	23	29	47	79	57	105	87	31

## (8) 動物愛護関係事業の実施状況

平成 11 年度から犬のしつけ方教室を開催し、犬の飼育者に対する家庭での動物の適正な飼養等の普及啓発を実施しています。また、動物愛護週間には様々な事業を開催しています。この事業では、写真展、譲渡会、動物ふれあい、愛護教室等を通じて、動物の愛護と適正飼養についての広報を行っています。

小学校児童が動物との触れ合いなどを通し、子どもたちに「動物愛護」や「生命の大切さ」を育むことを目的とし、教育関係機関と連携し、動物愛護教室を開催しています。

今後も、これらの事業を継続して実施する必要があります。

### 動物愛護関係事業の状況（島根県）

#### <犬のしつけ方教室開催状況>

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
開催回数	4	3	4	3	5	4	3	2	1	1
参加者数（人）	71	78	159	77	170	109	69	28	12	12

#### <動物愛護週間行事開催状況>

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
開催回数	5	5	7	7	13	12	11	7	10	8

#### <小学校における動物愛護教室開催状況>

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
開催回数	4	8	3	8	10	5	7	0	0	5

## (9) 実験動物、産業動物の適正な取扱い

実験動物や産業動物は、それぞれ環境省告示にその取扱い基準が定められており、取扱者はその基準に従って、適正に取り扱うこととされています。

実験動物や産業動物に関する取扱い基準については、平成 25 年 9 月に改正されました。また、県内において産業動物に対する虐待事案が発生したことから、引き続き関係事業所等における適正な取扱いについて促進していく必要があります。

## (10) 災害時の対応

災害発生時には、人命救助と被災者の生活支援を第一に取組むため、被災動物の救護は後手に回ることとなります。平成 23 年の東日本大震災の発生により、あらためて災害時における動物救済の実施の困難性と、事前の準備の必要性を再認識しました。

島根県地域防災計画において、災害発生時には、県は市町村等関係機関及び関係団体と協力し、負傷動物や放浪動物を保護し、一時預かり等を行うこととしています。災害発生時における救護活動が円滑、的確に実施できるよう、平成 24 年 9 月には、公益社

団法人島根県獣医師会（以下「島根県獣医師会」という。）や学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ（以下「坪内総合ビジネスカレッジ」という。）と災害発生時における連携について協定を締結しました。

#### (11) 動物愛護・管理事業の体制

動物管理に関する業務は、主に県（保健所）において動物の捕獲・収容・処分、動物取扱施設等の監視・指導等を実施するほか、市町村、島根県獣医師会等が主体となって犬の登録、狂犬病予防注射を実施しています。

本県の動物愛護管理事業は、県（保健所）が中心となって、市町村及び動物愛護団体等の協力を得て実施してきましたが、より実効性のある事業を展開していくために平成23年度末に出雲保健所敷地内に動物愛護棟を設置しました。今後は、この施設を中心に全県での動物愛護管理事業を推進していきます。

動物愛護棟での当面の事業は、譲渡の推進、動物愛護思想の普及啓発、TNR事業の実施を三つの柱としていますが、動物愛護団体の協力のもと、譲渡前や譲渡後の講習会や動物愛護教室なども積極的に行っていくこととしています。

#### (12) 動物愛護管理推進会議の設置

動物愛護の基本は、全ての人に動物を愛護する気持ちが浸透することですが、個々人の動物に対する意識、動物の愛護及び管理に対する考え方が多様であることから、県の実情や風土を踏まえた動物愛護管理の基本的考え方を、県民の合意の下に形成していくことが必要です。そのため、県民、事業者、有識者等から広く意見を求め、動物の愛護及び管理の総合的な施策の推進を図ることを目的として、平成19年7月に島根県動物愛護管理推進会議を設置しました。

## 第4 課題への具体的な取組み

### 1. 動物の適正な飼育及び保管を図るための施策

動物愛護思想の普及には、動物を愛おしく思う心が自然と湧き上がることが大切です。

人と動物が調和して暮らしている社会において、終生飼育の責務、動物の虐待の防止など動物の適正な飼育及び保管を図ることは極めて重要であるため、動物取扱業者や動物の飼い主等に対し、その飼育実態等を踏まえた効果的な指導、普及啓発を推進します。

#### (1) 動物取扱業、特定動物（危険動物）飼育施設に対する施策

##### 《重点事項》

- ① 第一種動物取扱業者による購入者等に対する適正飼育（安易な飼育防止、終生飼育、繁殖制限等）の普及啓発を促進します。
- ② 第一種動物取扱業者が購入者等へ行う説明義務や犬猫等健康安全計画の遵守の徹底を促進します。
- ③ 特定動物（危険動物）飼育施設の定期的な監視・指導を実施します。

動物取扱業者の施設及び動物の管理状況については、定期的に監視し、必要に応じ適正に管理運営されるように指導を実施します。

特に、第一種動物取扱業者には、販売時に購入者等へ適正管理方法等を説明する義務が規定されています。さらに、犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の策定及びその遵守が義務付けられています。県は、施設への立入や動物取扱責任者講習等を通じ、第一種動物取扱業者への指導・情報提供を積極的に行い、購入者等への適正飼育の普及啓発等の充実を促進します。

また、第二種動物取扱業に対しても、適正な飼育管理や譲渡者等への適正な飼育方法の説明などについて指導を行います。

県内の特定動物（危険動物）飼育施設は7施設であり、飼育施設及び飼育動物の適正管理について、定期的な監視・指導を実施します。

##### 動物取扱業者とは

平成24年の法律改正により第一種動物取扱業と第二種動物取扱業ができました。これまでの「動物取扱業」は「第一種動物取扱業」という名称に変更されました。一方、飼育施設を有し、一定数以上の動物を非営利で取扱う場合（譲渡・展示等）には、第二種動物取扱業として届出が義務付けられました。

##### 動物取扱責任者とは

購入者に正しい動物の飼い方や取扱い方について説明するなど、業務を適正に営むために必要な知識や技術を持つ者です。動物取扱業者は、事業所ごとに専属の動物取扱責任者を常勤従事者の中から1名以上配置することが義務付けられています。

### 犬猫等健康安全計画とは

犬・猫の販売に関して、幼齢期の販売が多いこと、劣悪な環境での過剰頻度での繁殖が見られること、販売が困難になった際の取扱いが不明確であること等の問題があり、これらの問題を解消し、適正な取扱いを確保するため、犬猫等販売業者に対し策定が義務付けられました。

犬猫等健康安全計画には、以下の事項を記載することとなっています。

- ① 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備
- ② 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い
- ③ 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養・保管・繁殖・展示方法

## (2) 家庭での動物の適正な飼育及び保管を図るための施策

### 《重点事項》

- ① 安易な飼育の防止、終生飼育、繁殖制限など飼い主の責務について広報を推進します。
- ② 犬の飼い主に対しては、登録と狂犬病予防注射の実施とけい留義務の徹底について普及啓発を推進します。
- ③ 猫の飼い主に対しては、繁殖制限と屋内飼育について普及啓発を推進します。
- ④ 高齢化社会における動物の飼育に伴う諸問題について、調査・検討を行い、高齢者が動物を飼育する場合の支援体制等を構築します。

### ① 動物全般について

家庭での飼育動物が多様化し、多種多様な動物がペットショップやインターネットで販売されています。動物についての十分な知識を持たないまま、安易な気持ちで飼いはじめたために、様々な問題が発生し、動物の飼育放棄や遺棄につながる場合があります。また、無計画な繁殖の結果、多頭飼育となり、近隣とトラブルが生じる場合もあります。さらに、外国から来たペットの遺棄により生態系への多大な影響を与える可能性もあります。

このようなことを防ぐため、安易な飼育の防止、終生飼育、不妊去勢手術等の繁殖制限の必要性等、動物の飼い主の責務について普及啓発を行うとともに、不適正な飼い方により動物の健康、安全が損なわれている場合には、法律、条例に基づく勧告、命令の実施も含めて迅速な対応を行います。

### ② 犬について

放し飼い苦情が毎年 45 件程度で推移しています。また、飼育場所からの失踪や、他人に怪我を負わせる等の事故が毎年見られます。登録、狂犬病予防注射の普及に合わせ、けい留義務、逸走防止、所有者明示等の適正飼育について啓発を行います。

### ③猫について

糞尿、餌やり、家屋侵入、臭気・鳴き声などの苦情が多いことから、地域の飼育実態を考慮したうえで、不妊去勢手術等の繁殖制限と屋内飼育について普及啓発を行います。猫についても所有者不明猫の引取りや迷い猫に関する相談が増加しており、所有者明示の必要性を啓発します。

### ④高齢の飼い主への支援

飼い主の高齢化に伴う動物飼育に関する諸問題について、調査・検討等を行い、適正飼育の普及啓発を行うとともに、動物を飼育する高齢者に対し、日常の飼育管理の相談や飼育継続が困難になった場合の対応など、関係機関と連携し支援体制を構築します。

## (3) 動物の不適正な飼育及び保管等に対する施策

### 《重点事項》

- ① 動物の遺棄防止、無責任な餌やりの制限等についての広報を推進します。
- ② 糞尿、鳴き声等の動物の不適正な飼育による周辺環境への侵害に対し、関係機関等が協力し、不適正飼育及び環境侵害の改善を促進します。
- ③ 多頭飼育問題等への解決に向けた関係機関との連携を図ります。

飼い主のいない猫が増えることにより、糞尿、鳴き声等の苦情が増えています。また、そうした地域では遺棄や望まない繁殖が見られ、無責任な餌やりにより猫の数がさらに増加する状況となっています。

その他、多数の犬や猫を飼育し、臭気や鳴き声等により近隣の住民等とのトラブルが発生している事例も見られます。このような事例については、市町村、自治会等の関係者と協力し、適正飼育、無責任な餌やり及び遺棄防止について法律、条例に基づき積極的に指導・啓発を行います。

猫に関する問題は、地域でのコミュニケーション不足等人間関係にもその一因があるとされており、問題解決を図るためには、地域住民が一体となった取組みも必要です。

県では、自治会、市町村等関係機関と協力し、苦情等の実態把握や地域猫対策などによる問題解決の方法を検討するとともに、地域での取組みに対する支援を実施していきます。

また、多頭飼育問題等不適正な飼養の未然防止に努め、周辺的生活環境の保全を図るため、市町村の福祉部門や動物病院などの関係機関と連携し、指導・助言を行います。

### 地域住民によるねこの共同飼育管理～地域猫活動～

一部地域（東京、横浜など）では、特定の飼い主がなく、公園や市街地等に住みつき、人から餌をもらったり、ごみを漁るなどして生活している猫を、適切に飼育管理するために、地域住民の合意と協力のもとで共同飼育する活動を行っているところがあります。

この活動は、動物の愛護管理に配慮した飼い主のいない猫対策の一手段として一定の評価を得ていますが、面倒を見てくれるという認識が広がると安易に猫を捨てる人が増えるのではないかと、費用面、労力面における相当程度の負担を負い続けることができるのかといった課題も指摘されています。

地域における環境の特性を踏まえ、動物の愛護と管理の両立を目指す取り組みが求められています。

## 2. 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

動物の愛護及び管理を推進していくためには、動物の取扱い等について正しい知識及び理解を持ち、動物の虐待や遺棄を行うことがないようにすることが重要です。

本県においては、犬・猫の引取り数が多く、動物愛護管理に対する県民の理解は十分とは言えない状況です。関係機関が連携し、あらゆる機会をとらえて教育活動や広報活動に取り組むことが重要です。

### (1) 動物の愛護及び管理に関する教育活動

#### 《重点事項》

- ① 県、市町村及び関係者が連携し、動物の愛護及び管理に関する教育活動を促進します。
- ② 学校飼育動物の適正飼育について支援します。

情操教育の一環として、小児期に動物にふれあうことにより命を体感し、時には動物の死に直面することにより、命の尊厳を学ぶことができるような環境づくりは大変重要とされています。家庭や学校で身近に動物と接し、そのぬくもりを体験することにより、動物に対する慈しみの心を自然に育むためにも、教育活動における動物愛護管理の普及・推進が必要です。

一方で、学校等飼育動物については、県内で鳥インフルエンザが発生した際に、多くの学校等が鶏などの引取り処分を申し出るといった事例も発生しました。学校には、必ずしも動物についての正しい知識を持ったスタッフが配置されていないなど、適正に飼育されているとは言い難い面があります。動物の飼育には専門的な知識と経験が必要であり、日常の飼育管理などの適正飼育についての助言等を促進します。

県・保健所は市町村、関係団体等と共同し、小学校等における「動物愛護教室」を開催し、動物愛護管理教育を実施しています。今後も、関係者の連携により、小学校から高等学校までの幅広い教育現場で動物愛護に関する学習活動を促進するなど、さらなる教育活動の充実を図ります。

また、教育委員会、鳥根県獣医師会等の関係機関と連携し、学校等飼育動物について適正な飼育管理が行われるための支援を行います。

## (2) 動物の愛護及び管理に関する広報活動

### 《重点事項》

動物愛護週間などのあらゆる機会、手段により、動物愛護と適正飼育（遺棄防止、迷惑行為の防止等）について広報活動を推進します。

県・保健所は市町村、関係団体等の協力を得て、動物愛護週間を中心に動物愛護や適正飼育について啓発活動等を実施しています。また、狂犬病予防注射や動物の適正飼育等についても、適宜メディアを利用して広報活動を実施しています。

今後も引き続き、動物愛護週間における取組みを行い、県内の動物展示施設やふれあい施設等と連携し、積極的に動物愛護思想の普及啓発を行います。

また、遺棄防止や不適切な餌やりなどの迷惑行為の防止に関する普及啓発については、啓発用掲示物の設置等、より効果的な広報活動を推進します。

県の「動物愛護ホームページ」についても、内容の充実を図り、県民に対し随時適切な情報提供を行います。

### 動物愛護週間とは

国民の間に広く動物の愛護と適正な飼育についての理解と関心を深めるため、動物愛護管理法により9月20日から26日までの間が動物愛護週間と定められています。

毎年、動物愛護週間中は、国、地方自治体、関係団体が協力して、動物の愛護と管理に関する普及啓発のための各種行事を実施しています。

## 3. 動物の愛護及び管理に関する体制強化

動物愛護管理法の施行に関する事務の多くは、都道府県、指定都市及び中核市が所掌しています。しかし、動物の愛護及び管理に関する施策を円滑に遂行するためには、県、市町村及び関係団体等が連携し、協働していくことが重要であると考え、体制を強化します。

### 《重点事項》

- ① 「動物愛護管理推進会議」を軸とし関係機関の連携強化と重点施策の遂行を促進します。
- ② 行政の動物愛護担当職員の育成と、動物愛護管理の質の向上を図ります。
- ③ 国、市町村、島根県獣医師会と連携して、動物愛護を推進します。
- ④ 動物愛護団体やボランティアとの連携、協力を推進します。

## (1) 動物愛護管理推進会議を軸とした関係機関の連携強化

平成19年度に設置した「動物愛護管理推進会議」を、動物愛護管理施策への提言等を行う中心的機関とし、関係団体間の連携の強化を進めていきます。

## (2) 行政の動物愛護管理業務の質の向上

### ① 動物の適正な飼育管理の推進

保健所での犬、猫の保管期間を7日間にしたことから、保管している犬・猫の健康面に配慮した飼育管理を行います。また、譲渡可能な動物については動物愛護棟での飼育管理やボランティア団体等との協働による飼育管理を推進していきます。

### ② 動物愛護管理業務の推進

動物愛護業務は、出雲保健所敷地内に設置した動物愛護棟を中心に、動物愛護思想の普及啓発、保管期間の延長による動物譲渡の推進並びにTNR事業の実施による飼い主のいない猫対策の三つの事業を中心に愛護団体等との協働により実施していきます。

動物管理業務は、これまでと同様に動物管理センターで実施していきます。

### ③ 動物愛護管理業務に関わる人材育成

動物取扱業者、特定動物の飼い主、犬、猫等の飼い主等に対して指導・啓発を行う保健所の担当者について、国等が主催する研修会等に積極的に参加させるとともに、保健所及び市町村担当者の合同研修会等を定期的を開催し人材の育成を図ります。

## (3) 国、市町村、島根県獣医師会との連携

### ① 国（環境省）との連携

県は、環境省と協力して動物愛護を推進するために、国の事業（適正飼養講習会等）への積極的な協力や情報交換等を実施します。

### ② 市町村、島根県獣医師会との連携

県は市町村、島根県獣医師会と連携して、犬の登録、狂犬病予防注射の推進並びに動物の愛護及び管理に関する普及啓発を実施します。

また、多頭飼育等による周辺環境侵害等については、市町村等関係機関との連携を強化し、問題解決に向けた取組みを促進します。

## (4) 動物愛護団体やボランティアとの協力

県・保健所は、動物愛護団体等に対して動物愛護管理法・条例や動物由来感染症対策等に関する情報提供を行い、適切な活動が行われるための支援を行います。

また、動物の譲渡事業については、動物愛護団体やボランティア等と連携、協力し推進します。

#### 4. 処分される命を減らすための取組み

##### 《重点事項》

- ① 犬、猫の引取り数を減少させる施策を推進します。
- ② 迷子動物の所有者への返還を推進します。
- ③ 適正な譲渡を推進します。

犬、猫の殺処分を減らすためには、引取り数を減少させることはもとより、飼い犬、飼い猫を迷子にさせないことや無計画な繁殖を行わない等、飼い主がその責務を果たすことが最も重要です。

一方、保健所に保護、収容又は引取られた犬や猫を1匹でも多く助ける取組みを着実に推進していく必要があります。

引取り数を減少するために、飼い主のいない猫対策として、TNR事業を県内に広めていき、処分される命を減らす取組みを推進します。

また、迷子動物の所有者への返還を促進するため、警察、市町村等との連携を強化するとともに、保健所等での公示やホームページでの情報提供について、県民への一層の周知を図ります。

そして、譲渡を推進するために、動物愛護団体等との連携を強化します。

#### 5. 所有者明示（個体識別）の推進

犬・猫の飼い主が、自己の所有する犬・猫に鑑札・迷子札等を装着し、所有者明示を行うことは、迷子になった動物の所有者の特定を容易にするほか、所有者責任の所在を明らかにし、所有者の意識を向上させ、遺棄や逸走の未然防止につながるものと思われます。

所有者明示の必要性を啓発し、犬・猫の所有者明示の実施率の向上を図ります。

また、マイクロチップによる個体識別も所有者明示として有効な手段であり、他の方法と同様、制度の普及啓発を推進します。

##### マイクロチップとは

動物の個体識別を可能にする電子標識です。哺乳類、は虫類、鳥類、両生類、魚類に使用可能です。世界で唯一の変更不可能な数字が記録されており、読取器で番号を読み取り、個体識別が可能となります。犬や猫には頸部背側の皮下に埋め込み、半永久的に使用が可能です。

マイクロチップの読取器は、県内の全保健所に配備しています。

#### 6. 実験動物、産業動物の適正な取扱い

実験動物の取扱いに関しては、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省告示平成25年改正）」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示）」により適正な取扱いが示されています。県内では島根大学において「動物実験規則」を定め、動物実験が行われており、今後も個別の対応により適正な取扱いを促進します。

産業動物の取扱いに関しては、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（環境省告示平成25年改正）」により適正な取扱いが示されています。現在は農林水産部局において産業動物の衛生管理や環境保全等の指導が実施されており、今後も農林水産部局との連携強化に努め、適正な取扱いを促進します。

**実験動物・産業動物とは**

実験動物とは、教育、試験研究又は生物学的製剤の製造のためなど、科学上の利用に供するために、研究施設等で飼養されている動物です。

産業動物とは、畜産など産業利用のために飼養されている動物です。

**7. 災害時の対応**

**(1) 災害時の所有者による飼養管理の普及啓発**

所有者（飼い主）の責任を基本とした災害時における動物の飼育管理等ができるよう、普及啓発を推進します。

**(2) 災害時の体制整備**

大規模な災害が発生した場合に備え、島根県地域防災計画に基づく関係機関との連携体制を整備します。

阪神、淡路大震災を契機として、動物愛護に携わる公益法人（(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会）により組織された「緊急災害時動物救援本部」に救援・協力を要請し、被災地に動物救護センター（仮称）を立ち上げ、災害時の動物救援活動を実施します。

動物救護センター（仮称）は、協定書を締結した坪内総合ビジネスカレッジ及び島根県獣医師会、市町村、動物愛護団体等と連携して運営し、災害時における動物の飼養管理体制を確保します。運営にあたっては、今後、地域活動マニュアル（仮称）を作成し、円滑な実施を図ります。

なお、災害時の産業動物の取扱いについては、関係機関と協力し、検討・推進します。

**島根県地域防災計画とは**

島根県地域防災計画では、動物愛護管理対策として被災地における動物の愛護と住民の安全確保の観点から、県は市町村等関係機関及び関係系団体と協力して、飼い主のわからない負傷動物・放浪動物の保護、動物に関する相談、動物の一時預かり等を行うこととしています。

## 第5 計画の実現・目標

この計画の究極の目標とするところは、県民全てに動物を愛護する気持ちを普及し、処分される不幸な命をゼロにするとともに、人と動物が調和し共生する社会を構築することにあります。しかしながら、動物愛護思想の普及度合いについては計ることができないことから、犬・猫の引取り数を代替指標として、目標の達成度合いを確認していくこととします。

また、「島根県動物愛護管理推進会議」において、具体的な実施計画、現況分析による計画の見直し等について検討し、効果的な動物愛護管理の推進を図ります。

前期5年間では、処分される命を減らすための取組みとして、「飼い主のいない猫対策としてTNR事業の促進」、「迷子動物の所有者への返還の促進」、「犬・猫の譲渡の促進」並びに「所有者明示（個体識別）の推進」を重点施策に掲げ、改正前の推進計画の平成29年度目標値である犬・猫の引取り数1,250頭以下にすることを目指します。

前期において数値目標を達成したことから、後期7年間は引き続き前期の重点施策を継続し、引取り数が平成30年度実績の約半数である290頭以下となるよう、効果的な施策を推進します

### 数値目標と重点施策等

<前期：H26.4.1～H31.3.31>

目標：犬・猫の引取り数

平成24年度 2,261頭 → 平成30年度 1,250頭以下

重点施策

1. 処分される命を減らすための取組みの推進
  - (1) 飼い主のいない猫対策としてTNR事業の促進
  - (2) 迷子動物の所有者への返還の促進
  - (3) 犬・猫の譲渡の促進
2. 所有者明示（個体識別）の推進

<後期：H31.4.1～R8.3.31>

目標：犬・猫の引取り数

令和7年度 290頭以下

重点施策

1. 引き続き犬・猫の引取り数及び施策の実施状況を解析し、前期の重点施策に加え効果的な施策を推進
2. 多頭飼育崩壊の未然防止と関係機関との連携強化

# 島根県動物愛護管理推進会議設置要綱

## (目的)

第1条 動物愛護の基本は、全ての人に動物を愛護する気持ちが浸透することであるが、個々人における動物に対する意識、動物の愛護及び管理に対する考え方は多様であるため、県の実情や風土を踏まえた動物愛護管理の基本的考え方を、県民の合意の下に形成していくことが必要である。

そこで、県民、事業者、有識者等から広く意見を求め、動物の愛護及び管理の総合的な施策の推進を図ることを目的として、島根県動物愛護管理推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 動物愛護管理推進計画の検討に関すること
- (2) 動物愛護管理推進計画に基づく施策への提言、評価に関すること
- (3) 動物の愛護及び管理に関する諸問題の検討に関すること
- (4) その他前条の目的達成のために必要な事項に関すること

## (組織)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる機関及び団体から推薦された代表者等をもって構成し、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から5年間とする。ただし委員に欠員が生じた場合は、後任の委員を委嘱し、その期間は前任の残任期間とする。
- 3 推進会議に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 5 委員長は会務を総括する。
- 6 副委員長は委員長を補佐する。

## (会議)

第4条 推進会議は、委員長が招集する。

- 2 推進会議の座長は委員長をもって充て、委員長が不在の時は副委員長がその任にあたる。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、健康福祉部薬事衛生課において行う。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 7 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 8 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 8 月 10 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 2 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 2 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 7 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 12 日から施行する。

別表

構 成 団 体 等	委員数
学 識 経 験 者	2 名
公 益 社 団 法 人 島 根 県 獣 医 師 会	1 名
開 業 獣 医 師	1 名
動 物 取 扱 施 設	1 名
松 江 市	1 名
市 町 村 動 物 愛 護 管 理 担 当 課	2 名
農 林 水 産 部 畜 産 課	1 名
教 育 庁 教 育 指 導 課	1 名
公 募 に よ り 決 定 し た 者	1 ~ 4 名